
大村市電波障害防止に関する指導要綱

電波障害防止計画書届出の手引

大村市電波障害防止に関する指導要綱では、中高層建築物の建築によって生じる電波障害を未然に防止するために、電波障害の事前調査や防止義務などの必要な事項を定め、電波障害防止計画書の届出を義務づけています。

大村市 市民環境部

環境保全課 環境対策グループ

〒856－8686 大村市玖島 1 丁目 2 5 番地

電話 0957－53－4111 内線 142

はじめに

大村市では、市内全域を対象として、中高層建築物の建築によって生じる電波障害を未然に防止するために「大村市電波障害防止に関する指導要綱」を制定しています。

その中で、建築主等には、電波障害の発生が予想される地域の受信状況の事前調査、近隣居住者への建築計画及び電波障害の防止対策の説明、市への電波障害防止計画書の届出を義務付けています。

建築基準法は、公共の福祉の増進に資することを目的として、建築物の安全性や都市計画で定められた用途地域などにより居住環境の確保に必要な基準を定めていますが、建築基準法に適合する建築物であっても、テレビジョンやラジオの電波の受信に影響を及ぼす場合があります。

近年、マンション等の中高層建設物の建築に伴い、周辺地域の住環境に変化を及ぼすことが懸念されています。電波障害もそのひとつであるため、要綱に基づき必要な手続きをおこなうことが、トラブルの予防を図り、近隣関係者の住環境の保全および建築主等と近隣関係者との良好な関係の形成に資するものと考えます。

目 次

1 用語の定義	P.1
2 建築主等がしなければならないこと	P.2
3 電波障害防止計画書の届出について	P.3
4 届出様式の記入例	
(1) 電波障害防止計画書（第1号様式）	P.4～5
(2) 誓約書（第2号様式）	P.6～7
(3) 電波障害防止計画調査書表紙及び調査項目・作成書類 . . .	P.8～9
(4) 電波障害防止計画届出に伴う関係住民への説明報告書 . .	P.10～11
(5) 電波障害防止対策結果報告書（第3号様式）	P.12～13
 ◆大村市電波障害防止に関する指導要綱	P.14
◆大村市環境保全条例（抜粋）	P.15
◆建築基準法施行令（抜粋）	P.15

1 用語の定義

(1) 電波障害とは

中高層建築物の建築によって、テレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を生じることをいいます。

(2) 中高層建築物とは

建築基準法に定める建築物で、高さが10メートルを超えるものをいいます。

既設の建築物の増築等により高さが10メートルを超えるものも含まれます。

(3) 建築主等とは

中高層建築物の建築主、設計者、工事監理者、工事施工者です。

(4) 近隣居住者とは

中高層建築物の建築により電波障害を受ける者をいいます。

建築工事中、建築完了後のどちらの場合も含まれます。



2 建築主等がしなければならないこと

(1) 電波障害の事前調査

建築確認申請書または建築計画通知書を建築主事に提出する前に、中高層建築物の建築により電波障害の発生が予想される地域の受信状況を調査し、電波障害の発生する範囲を把握すること。

①調査方法

(一社)日本CATV技術協会の「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)」による。

②調査の実施及び「電波障害防止計画調査書」の作成

(一社)日本CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者またはCATVエキスパート(受信調査)の有資格者、または有資格者の属する調査会社へ依頼してください。

③調査の技術調査

作成した「電波障害防止計画調査書」の内容について、(一社)日本CATV技術協会長崎地区支部の審査を受けてください。

(2) 電波障害の防止対策

中高層建築物の建築により電波障害が生じたときは、障害防止に必要な措置を速やかに講じること。

受信局変更や受信アンテナの改善、または共同受信施設の設置等の適切な対策を、近隣居住者と協議のうえ行ってください。

(3) 近隣居住者への説明及び協議

電波障害の事前調査により電波障害の発生が予想されるときは、近隣居住者に電波障害の防止対策を説明し、積極的に協議すること。

近隣居住者への説明は、訪問による対面の説明を原則とします。

「電波障害防止計画届出に伴う関係住民への説明報告書」については、対面できない場合は、訪問の状況や説明の方法を詳細に記載してください。

(4) 紛争の予防及び解決

近隣居住者との間に電波障害に関する紛争が生じないように努めること。

紛争が生じたときは、紛争解決のため誠意をもって努力すること。

(5) 電波障害防止計画書の届出

建築確認申請書等を建築主事に提出する前に、電波障害防止計画書のほか関係書類を市へ届け出ること。

3 電波障害防止計画書の届出について

(1) 届出が必要な地域

大村市全域が対象となります。

(2) 届出の対象

高さが10メートルを超える中高層建築物が対象となります。

(3) 届出をする人

建築主、設計者、工事監理者、工事施工者が連名で届け出てください。

(4) 届出の期限

建築確認申請書等を建築主事に提出する前に届け出てください。

(5) 届出書類

下記①②③に記載した書類を2部（正本・副本）提出してください。

① 電波障害防止計画書（第1号様式）

② 誓約書（第2号様式）

③ 添付書類

(イ) 電波障害防止計画調査書

※（一社）日本CATV技術協会が認定したCATV技術者等が作成したもの。

(ロ) 電波障害防止計画届出に伴う関係住民への説明報告書

※電波障害予想世帯がある場合のみ必要です。

※説明に使用した文書・資料及び不在の場合に投函した文書を添付してください。

(6) 電波障害世帯がある場合の、工事完了後の届出

建築工事完了後、「電波障害防止対策結果報告書（第3号様式）」により、速やかに届け出てください。

(7) 届出様式の入手先

大村市ホームページ（<https://www.city.omura.nagasaki.jp/>）の下記の場所からダウンロードしてください。

ホーム > 暮らしの情報 > 申請書ダウンロード > まちづくり > 電波障害防止計画書等の各種様式

または、各種検索サイトで

大村市 電波障害 様式

検索

で検索してください。

(8) 届出先

大村市役所 環境保全課 環境対策グループ

住所：大村市玖島1丁目25番地（別館1階）

電話：0957-53-4111（内線142）

4 届出様式の記入例

(1) 電波障害防止計画書（記入例）

第1号様式

電波障害防止計画書

①

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大村市長

殿

建 築 主 住 所 大村市〇〇町〇〇〇-〇
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

②

設 計 者 住 所 大村市△△町△△△-△
氏 名 △△設計事務所
△△ △△ 印

工事監理者 住 所 大村市△△町△△△-△
氏 名 △△設計事務所
△△ △△ 印

工事施工者 住 所 大村市□□町□□□-□
氏 名 □□建設株式会社
代表取締役 □□ □□ 印

下記建築物の電波障害防止計画について、次のとおり提出します。

③	建築物の所在地及び名称	大村市〇〇〇町〇〇〇-〇 名称（ 〇〇マンション ）
④	建 築 物 概 要	最高の高さ（ 23.50 ）メートル 軒の高さ（ 22.75 ）メートル 階 数（ 8 ）階（地下の階数を除く）
⑤	工 事 予 定 期 間	工事着工 平成30年 5月15日 工事完了 平成31年 3月10日
⑥	電波障害調査実施者の 住 所 及 び 氏 名	住 所 長崎県〇〇市〇〇町〇〇〇-〇 氏 名 △△△△株式会社 〇〇 〇〇
⑦	電波障害を与えると 予 想 さ れ る 世 帯 数	テレビ（ 20 ）世帯 ラジオ[F M]（ 0 ）世帯
⑧	電 波 障 害 防 止 計 画	（改善のための措置及びその費用負担者並びにその対象世帯等を具体的に記載すること。） 電波障害を与えると予想される世帯については、調査の結果及び電波障害防止対策の内容を事前に説明し、実際に障害が認められたときは、受信局変更、個別アンテナ対策、共同受信施設設置などにより、建築主の費用負担にて速やかに対策を行う。
⑨	工事中の電波障害防止対策	受信局変更や個別アンテナ対策等を速やかに建築主の費用負担にて行う。
⑩	防止対策工事完了の時期	建築工事完了時
⑪	調査指導機関名及び所見	機 関 名 一般社団法人 日本 CATV 技術協会 長崎地区支部 所 見 担当 〇〇 No.30-008 （30年4月20日） 本計画書について検討いたしましたところ、おおむね妥当と思われます。 しかし、事前予測のみでは不十分ですので、中間事後調査を実施し、 地元受信者と充分に話し合って対策範囲を決定して下さい。

⑫

（備 考）1. 電波障害防止計画調査書を添付してください。

2. 工事完了後、電波障害防止対策結果報告書を提出してください。

(1) 電波障害防止計画書（記入要領）

- ①
 - ・ 建築確認申請書又は計画通知書を建築主事に提出する前に届け出てください。
 - ・ 届出する日を記入してください
- ②
 - ・ 建築主、設計者、工事監理者、工事施工者が連名で届け出てください。
 - ・ 法人の場合は、代表者（代表権を有する者）が届け出てください。
 - ・ 建築主、設計者、工事監理者、工事施工者のいずれかが重複する場合でも、それぞれの欄に住所・氏名を記入し押印してください。
- ③
 - ・ 該当する地番は漏れなく記入してください。
 - ・ 建築物の具体的な名称を記入してください。
- ④
 - ・ 建築基準法施行令第二条に規定された、建築物の高さ、軒の高さ、階数を記入してください。（※建築基準法施行令は 13 ページを参照）
- ⑤
 - ・ 中高層建築物の建設工事の予定期間を記入してください。
- ⑥
 - ・ 調査は、（一社）日本 CATV 技術協会が認定する CATV 総合監理技術者、第 1 級 CATV 技術者または CATV エキスパート（受信調査）の有資格者が実施してください。
 - ・ 調査実施者が、個人の場合は調査実施者の住所及び氏名を、法人の場合は事業所の所在地と事業所の名称及び調査実施者の氏名を記入してください。
- ⑦
 - ・ 調査の結果、電波障害を与えると予想される世帯数を、テレビ、ラジオのそれぞれに記入してください。
- ⑧
 - ・ 近隣居住者への説明・周知・協議の方法を具体的に記入してください。
 - ・ 電波障害を与えると予想される世帯への防止対策を、費用負担なども含め、具体的に記入してください。
- ⑨
 - ・ 防止対策を具体的に記入してください。
- ⑩
 - ・ 「平成○年○月○日」や「建築工事完了時」など、具体的に記入してください。
- ⑪
 - ・ （一社）日本 CATV 技術協会長崎地区支部の技術審査を受け、所見の記入を受けてください。
- ⑫
 - ・ 「電波障害防止計画調査書」の作成方法は、P.8～9 を参照してください。
 - ・ 「電波障害防止対策結果報告書」の作成方法は、P.12～13 を参照してください。

電波障害の事前調査や電波障害防止対策についての問い合わせ先

- ・ （一社）日本 CATV 技術協会 長崎地区支部 TEL095-820-8700
- ・ 九州受信環境クリーン協議会（総務省九州総合通信局内）TEL096-326-7873

※注意 ●「電波障害防止計画書」は、2 部（正・副）作成し、どちらも押印してください。
●消せるボールペンは、使用しないでください。

第2号様式

誓 約 書

①

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大村市長

殿

② 建 築 主 住 所 大村市〇〇町〇〇〇-〇

氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

③ 設 計 者 住 所 大村市△△町△△△-△

氏 名 △△設計事務所
△△ △△ 印

④ 工事監理者 住 所 大村市△△町△△△-△

氏 名 △△設計事務所
△△ △△ 印

⑤ 工事施工者 住 所 大村市□□町□□□-□

氏 名 □□株式会社
代表取締役 □□ □□ 印

⑥

このたび、大村市 〇〇〇 町 〇〇〇 番地 〇 に建設を予定している建築物

については、大村市環境保全条例並びに大村市電波障害防止に関する指導要綱に基づ

く市の指導に従い近隣居住者との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争が

生じた場合は誠意をもってその解決にあたることを誓約します。

(2) 誓約書（記入要領）

- ①
 - ・ 建築確認申請書又は計画通知書を建築主事に提出する前に、「電波障害防止計画書」と併せて提出してください。
 - ・ 提出する日を記入してください
- ②
 - ・ 「電波障害防止計画書」に記入した「建築主」と同じ住所・氏名を記入し、同じ押印をしてください。
- ③
 - ・ 「電波障害防止計画書」に記入した「設計者」と同じ住所・氏名を記入し、同じ押印をしてください。
- ④
 - ・ 「電波障害防止計画書」に記入した「工事監理者」と同じ住所・氏名を記入し、同じ押印をしてください。
- ⑤
 - ・ 「電波障害防止計画書」に記入した「工事施工者」と同じ住所・氏名を記入し、同じ押印をしてください。
- ⑥
 - ・ 「電波障害防止計画書」に記入した「建築物の所在地」と同じ町名・地番を記入してください。



※注意 ●「誓約書」は、2部（正・副）作成し、どちらも押印してください。
●消せるボールペンは、使用しないでください。

① 電波障害防止計画調査書

② 件名 ○○マンション新築工事

③ ○○株式会社 御中

平成○○年○○月○○日

④ 社名 △△電波調査株式会社

⑤ 調査技術者
一般社団法人 日本CATV技術協会
第1級CATV技術者
登録番号 ＊＊＊＊＊＊号 氏名 ○○ ○○ 印

この調査は、（一社）日本CATV技術協会で作成した「建造物によるテレビ受信障害調査要領」に基づき実施しました。

⑥ 技術審査済
（一社）日本CATV技術協会 長崎地区支部
受付番号 CT九州長 30-008
受付日 平成30年12月7日
担当者 ○○ ○○ 印

(3) 電波障害防止計画調査書（表紙記入要領 及び 調査項目・作成書類）

- ① ・本市では、「電波障害防止計画調査書」と標記していますが、「建造物によるテレビ受信障害調査報告書（地上デジタル放送）」等の標記でも構いません。
- ② ・「電波障害防止計画書」に記入した「建築物の名称」を含んだ件名としてください。
- ③ ・「電波障害防止計画書」に記入した「建築主」と同じ名称又は氏名を記入してください。
- ④ ・調査を実施した法人の会社名を記入し、会社印を押印してください。
また、調査を実施した者が個人の場合は、住所及び氏名を記入してください。
- ⑤ ・（一社）日本CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者またはCATVエキスパート（受信調査）の有資格者が作成してください。
・調査を実施した者が有している資格の、名称及び登録番号、氏名を記入し、押印してください。
- ⑥ ・（一社）日本CATV技術協会長崎地区支部の技術審査を受け、「技術審査済」の押印及び担当者の押印を受けてください。

「電波障害防止計画調査書」は、（一社）日本CATV技術協会の「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」に基づき調査・作成してください。

また、調査項目及び作成書類は、下記の内容を最低限含むようにし、その他の項目及び書類は必要に応じて加えてください。

○調査項目（※1）

- （ア）受信特性の測定
- （イ）画像評価
- （ウ）BER値の測定
- （エ）品質評価
- （オ）テレビ受信画面の観測
- （カ）既設共同受信施設の調査

○作成書類（※2）

- （ア）調査方法
- （イ）事前調査結果及び改善対策
- （ウ）受信状況調査結果表
- （エ）受信特性測定結果
- （オ）テレビ受信障害予測地域図
- （カ）テレビ受信画面の撮影写真
- （キ）測定現場写真

注：※1及び※2は、（一社）日本CATV技術協会「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」から出典

※注意 ●「電波障害防止計画調査書」は、2部（正・副）作成し、どちらも押印してください。

(4) 電波障害防止計画届出に伴う関係住民への説明報告書（記入例）

電波障害防止計画届出に伴う関係住民への説明報告書

大村市長

殿

① 平成〇〇年〇〇月〇〇日

② 建築主

住 所 大村市〇〇町〇〇〇-〇

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

③

説明実施者

住 所 大村市△△町△△△-△

氏 名 △△設計事務所

△△ △△ 印

近隣居住者へ、電波障害の防止に関する説明を下記のとおり実施したので報告します。

記

④

1. 説明実施期間 平成30年 4月 5日 ～ 平成30年 4月14日

2. 説明内容

⑤

建設予定地周辺の電波障害の調査を行った結果、テレビの受信障害が発生することが予想されますので、建築主が費用を負担し、電波障害を解消するための対策を行います。

また、共同受信施設により対策する場合は、設置後の維持管理費についても建築主が負担します。

3. 近隣居住者及び説明の状況

⑥

住 所 氏 名	居 住 所の 区分	訪 問 月 日	面談の 有 無	不在時の 対応等	備 考
〇〇〇町×××-× 〇〇 〇〇	居住者 所有者	4 / 5 / /	有・無 有・無 有・無		
〇〇〇町×××-× △△ △△	居住者 所有者	4 / 5 4 / 6 /	有・無 有・無 有・無	不在票投函	
〇〇〇町×××-× □□ □□	居住者 所有者	4 / 5 4 / 6 4 / 7	有・無 有・無 有・無	不在票投函 不在票投函	
〇〇〇町×××-× 〇〇 △△	居住者 所有者	4 / 5 / /	有・無 有・無 有・無		
〇〇〇町×××-× △△ 〇〇	居住者 所有者	4 / 6 / /	有・無 有・無 有・無		
〇〇〇町×××-× □□ 〇〇	居住者 所有者	4 / 7 4 / 8 /	有・無 有・無 有・無	不在票投函	
〇〇〇町×××-× ×× △△	居住者 所有者	4 / 7 4 / 8 4 / 10	有・無 有・無 有・無	不在票投函 不在票投函 説明資料投函	面談できず
〇〇〇町×××-× □□ ××	居住者 所有者	4 / 8 / /	有・無 有・無 有・無		
〇〇〇町×××-× △△ ××	居住者 所有者	4 / 10 4 / 14 /	有・無 有・無 有・無	不在票投函	
△△町×××-××	居住者 所有者	4 / 14 / /	有・無 有・無 有・無		〇〇荘の入居者11世帯 分を所有者へ説明

(4) 電波障害防止計画届出に伴う関係住民への説明報告書（記入要領）

- ①
 - ・電波障害の事前調査の結果、電波障害を与えると予想される世帯がある場合に提出してください。
 - ・建築確認申請書又は計画通知書を建築主事に提出する前に、「電波障害防止計画書」及び「誓約書」と併せて提出してください。
 - ・提出する日を記入してください
- ②
 - ・「電波障害防止計画書」に記入した「建築主」と同じ住所・氏名を記入し、同じ押印をしてください。
- ③
 - ・実際に世帯を訪問して説明・協議を行った者を記入してください。
 - ・説明実施者が、個人の場合は説明実施者の住所及び氏名を、法人所属の場合は事業所の所在地と事業所の名称及び説明実施者の氏名を記入してください。
- ④
 - ・近隣居住者の全世帯に説明を行った期間を記入してください。
- ⑤
 - ・電波障害の事前調査の結果、予想される電波障害の内容、電波障害予防の対策などについて、対策費用の負担なども含め、具体的に説明してください。
 - ・実際に説明した内容を具体的に記入してください。
- ⑥
 - ・説明を行うべき近隣居住者の住所及び氏名を記入してください。

 - ・居住・所有の区分は、説明した近隣居住者が居住しておりかつ自己の所有である場合は、居住者と所有者の両方を○で囲んでください。
居住しているが自己の所有でない場合は、居住者のみを○で囲んでください。
居住していないが、所有者であり居住者の代わりに説明を受ける場合は、所有者のみを囲み備考欄に居住者との関係が分かるように記載してください。

 - ・近隣居住者への説明は、訪問による対面の説明を原則としますので、会えない場合は複数回訪問し、訪問した月日を記入してください。
 - ・訪問したときに、面談できたのか、できなかったのかを記入してください。

 - ・不在の場合は、連絡先等の記載された不在票等を投函しておくことが望ましいです。
 - ・日を変えて２度以上訪問しても不在の場合は、説明内容の分かる資料を投函してください。

 - ・不在時の対応欄には、面談が無の場合は、不在票投函や説明資料投函など具体的に記入してください。

 - ・備考欄には、説明状況について特筆すべきことを記入してください。

※注意

- 「関係住民への説明報告書」は、２部（正・副）作成し、どちらも押印してください。
- 消せるボールペンは、使用しないでください。
- 近隣居住者への説明は、訪問による対面の説明を原則とします。
- 説明に使用した文書・資料及び不在の場合に投函した文書を添付してください。

(5) 電波障害防止対策結果報告書（記入例）

第3号様式

電波障害防止対策結果報告書

①

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大村市長

殿

②

建築主

住所 大村市〇〇町〇〇〇-〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

大村市電波障害防止に関する指導要綱に基づき、下記建築物の電波障害防止対策について報告いたします。

③

建築物の所在地
及び名称

所在地 大村市 〇〇〇町 〇〇〇番地 〇

名称 〇〇マンション

④

建築物の概要

最高の高さ 23.50 m 軒の高さ 22.75 m

階数 8 階

電波防止対策概要

⑤

対策実施責任者

住所 大村市〇〇町〇〇〇-〇

氏名 〇〇株式会社 □□ □□ 印

電話 ***-***-*****

⑥

対策完了年月日

平成31年 3月10日

⑦

障害予想世帯数

受信局変更 7 戸 アンテナ対策 2 戸

共同受信 11 戸 合計 20 戸

⑧

対策実施世帯数

受信局変更 7 戸 アンテナ対策 2 戸

共同受信 11 戸 合計 20 戸

⑨

共同受信の維持
管理方法

建築主の費用負担で、代行管理会社が行う。

⑩

備考

(5) 電波障害防止対策結果報告書（記入要領）

- ① ・ 建築工事完成後、速やかに届け出てください。
・ 提出する日を記入してください
- ② ・ 「電波障害防止計画書」に記入した「建築主」と同じ住所・氏名を記入し、同じ押印をしてください。
- ③ ・ 「電波障害防止計画書」の「建築物の所在地及び名称」欄と同じ内容を記入してください。
- ④ ・ 「電波障害防止計画書」の「建築物概要」欄と同じ内容を記入してください。
- ⑤ ・ 実際に電波障害防止対策を行った担当者、または防止対策を統括した方について記入してください。
・ 対策実施責任者が、個人の場合は対策実施責任者の住所及び氏名を、法人所属の場合は事業所の所在地と事業所の名称及び対策実施責任者の氏名を記入してください。
- ⑥ ・ 電波障害防止対策が完了した日付を記入してください。
※原則として、建築工事の完成日と同日または完成日より以前の日付が望ましい。
- ⑦ ・ 「電波障害防止計画書」の「電波障害防止計画」欄と同じ内容を記入してください。
- ⑧ ・ 実際に対策を実施した世帯について、記入してください。
- ⑨ ・ 共同受信施設を設置した場合の、設置後の管理者及び維持管理の方法について、記入してください。
- ⑩ ・ 「障害予想世帯数」欄と「対策実施世帯数」欄の内容に相違がある場合に、その内容や理由を記入してください。
また、その他に特筆すべきことがあれば、記入してください。



※注意

- 「電波障害防止対策結果報告書」は、2部（正・副）作成し、どちらも押印してください。
- 消せるボールペンは、使用しないでください。
- 電波障害防止計画書の提出時に障害予想世帯が無く、かつ対策実施も必要がなかった場合は届出は不要です。

大村市電波障害防止に関する指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築によって生じる電波障害を未然に防止するために必要な事項を定め、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電波障害 中高層建築物の建築によって、テレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を生じることという。
- (2) 中高層建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築物で高さが10メートルを超えるものをいい、既設の建築物の増築等により高さが10メートルを超えるものを含む。
- (3) 建築主等 中高層建築物の建築主、設計者、工事管理者及び工事施工者をいう。
- (4) 近隣居住者 中高層建築物の建築（建築工事中を含む）により電波障害を受ける者をいう。

(電波障害の事前調査)

第3条 建築主等は、中高層建築物の建築により電波障害が発生する恐れのある場合は、確認申請書又は計画通知書（以下「確認申請書等」という。）を建築主事に提出する前に、あらかじめ関係機関と協議し、中高層建築物により電波障害の発生が予想される地域の受信状況を調査のうえ電波障害の発生する範囲を把握しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は調査を省略することができる。

2 建築主等は、前項の調査により電波障害の発生が予想されるときは近隣居住者に対し、電波障害の防止対策を示すとともに近隣居住者と積極的に協議しなければならない。

(電波障害の防止義務)

第4条 建築主等は、中高層建築物の建築により電波障害が生じたときは、近隣居住者及び関係機関と協議し、その障害防止に必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 建築主等は、電波障害の防止対策として共同受信施設が必要となる場合は、その施設の設置及び維持管理等について、近隣居住者と協議しなければならない。

(関係書類の提出)

第5条 建築主等は、確認申請書等を建築主事に提出する前に、次の各号に掲げる書類、その他市長が特に必要と認める書類を市町に届け出なければならない。

- (1) 電波障害防止計画書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）

2 建築主等は、建築工事完成後、速やかに電波障害の防止対策についての結果を電波障害防止対策結果報告書（第3号様式）により市町に届け出なければならない。

(紛争の処理)

第6条 建築主等は、近隣居住者との間に中高層建築物の建築に起因する電波障害に関する紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じたときは、紛争解決のため誠意をもって努力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

大村市環境保全条例（抜粋）

（電波障害の防止）

第12条 建造物を建設しようとする者又は宅地造成等の開発行為を行おうとする者は、当該建造物又は当該開発行為によって付近の住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えるおそれがあると認められるときは、あらかじめその影響が予想される地域の受信の状況を調査のうえ、障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 建造物を建設した者又は宅地造成等の開発行為を行った者は、当該建造物又は当該開発行為によって付近の住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えたときは、速やかに障害を除去するために必要な措置を講じなければならない。

建築基準法施行令（抜粋）

（面積、高さ等の算定方法）

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

～ 一項及び三項から五項は省略 ～

二 建築面積 建築物(地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離一メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ 法第五十六条第一項第一号の規定並びに第百三十条の十二及び第百三十五条の十九の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。

ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条及び法第六十条の三第二項に規定する高さ(北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。)を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル(法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項(法第五十五条第一項に係る部分に限る。))並びに法別表第四(ろ)欄二の項、三の項及び四の項ロの場合には、五メートル)までは、当該建築物の高さに算入しない。

ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

七 軒の高さ 地盤面(第百三十条の十二第一号イの場合には、前面道路の路面の中心)から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さによる。

八 階数 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の八分の一以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなつている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によつて階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。